

関係府県市町から提出された意見等とこれに対する考え方

項目等	自治体名	意見の内容	県の考え方
1 第3章 3-2 栄養塩類 増加措置 者に対する 意見	香川県	栄養塩類増加措置の実施期間について、「5箇所の工場は通年で実施」とありますが、水質の予測結果をみると、全窒素が夏季に姫路市～加古川市付近にかけて大きく増加することが予測されています。これにより赤潮発生の懸念があることから、可能であればこの5箇所の工場においても夏季の実施を見合わせていただきたい。	栄養塩類増加措置が水質へ及ぼす影響については、数値モデルによる水質の予測を行い、全窒素及び全りんは環境基準を達成し、CODは環境基準の達成状況に変化は見られませんでした。計画策定後は、水質の目標値の達成状況や水質の状況を検証します。本計画に位置付けた5箇所の工場は、原則、栄養塩類増加措置を通年で実施する計画ですが、対象海域等の状況に応じて栄養塩類供給量を調整する順応的な運転管理を行っていきます。
2 第4章 4-1 測定地点 に対する 意見	香川県	図で示された環境基準点24地点だけでなく播磨灘中央部などの本県海面に隣接した地点においても常時監視するとともに、夏季においては赤潮発生との関連性を把握するために、調査頻度を増やしていただきたい。	栄養塩類増加措置が水質へ与える影響については、数値モデルによる水質の予測を行い、水質の変化は播磨灘沿岸部に限られていることを確認しています。また、計画策定後は、全窒素及び全りんの環境基準の類型指定の水域ごとに評価するため、各水域の環境基準点で測定します。栄養塩類増加措置が水質へ及ぼす影響を確認するため、これまで継続的に測定し経年変化が確認できる環境基準点での測定が適切と考えます。今後、環境基準点での調査結果の推移を確認し、必要に応じ測定地点・頻度の見直しを検討します。
3	尼崎市	本市では、環境基準点ではありませんが窒素、りんなどの栄養塩濃度が未だ環境基準を達成しておらず、行政施策としてさらなる栄養塩削減を進めているところです。栄養塩緩和放流実施地点は神戸沖以西ですが緩和放流により、本市の海域水質達成目標が遅れることも考えられるため、大阪湾奥部もモニタリング評価の実施をお願いします。	

	項目等	自治体名	意見の内容	県の考え方
4	第5章 5-1 水質の状況の検証に対する意見	大阪府	大阪湾においては、対象海域である大阪湾（ハ）や隣接海域においても赤潮が発生しており、漁業被害も生じています。 赤潮の発生は、海況、気象、栄養塩等複数要因によるものではありますが、上記の状況を踏まえ、「5-1 水質の状況の検証」においては、赤潮の発生状況等もモニタリング項目として記載すべきではないでしょうか。	赤潮については、「瀬戸内海の実環境の保全に関する兵庫県計画」の指標として、毎年各海域ごとに赤潮発生件数や赤潮被害件数を確認し、その結果を兵庫県環境審議会及び湾灘協議会に報告しています。 また、県水産技術センター等関係機関と漁業者が連携し赤潮調査を実施し、漁業被害の恐れがある場合は、県内外の関係機関や漁業者へ警報等を通知する連絡体制を整えています。 引き続き、赤潮の発生状況についても把握するとともに、環境審議会及び湾灘協議会の意見を聞き、必要な対応をします。
5		香川県	栄養塩類増加措置により、夏季の赤潮発生に影響が見られた場合は、速やかに栄養塩管理計画を見直していただきたい。	
6		尼崎市	栄養塩緩和放流は既に先行して実施され10年が経過しています。本事業は先進事例ですので、概ね緩和放流施設は河川下流域に集中していますが、放流地点の下流及び潮の干満により影響を受ける河川の環境基準点についても経過を確認し、評価結果の情報を共有していただければと思います。	

	項目等	自治体名	意見の内容	県の考え方
7	第5章 5-1 水質の状況の検証に対する意見	尼崎市	本市のような湾奥部IV類型海域では大阪湾西部や播磨灘とは状況が異なり、栄養塩濃度が比較的高く、環境基準値を超過する場合があります。 環境影響を見ていくうえでは、常時監視調査結果と水質目標値との比較評価だけでなく、対象海域の生物調査（漁獲対象生物に限定しない水生生物への影響という視点での評価）の実施や、各機関の調査情報の集約なども必要ではないでしょうか。	栄養塩類の濃度と海域の生態系の関係は科学的に解明されていない事象が多いことから、関係機関と連携し調査及び研究を進めてまいります。
8	第5章 5-2 計画の順応的な管理に対する意見	大阪府	「5-2 計画の順応的な管理」において計画の見直しについては記載されていますが、周辺環境への影響が生じた場合、迅速な対応（栄養塩類増加措置中断の判断等）が求められる場合も考えられることから、周辺環境への影響が生じた場合は当該対応を取ることを計画に記載しておくべきではないでしょうか。	栄養塩類増加措置が水質へ及ぼす影響については、数値モデルによる水質の予測を行い、全窒素及び全りんは環境基準を達成し、CODは環境基準の達成状況に変化は見られませんでした。計画策定後は、水質の目標値の達成状況や水質の状況を検証するとともに、海域等の状況に応じて栄養塩類供給量を調整する順応的な運転管理を行っていきます。
9		岡山県	栄養塩類増加措置によって、当県海域において水質の悪化その他の環境保全上の支障が生じ、又はその恐れがある場合には、迅速かつ適切に対応すること。	

	項目等	自治体名	意見の内容	県の考え方
10	その他 難分解性 有機物に 対する意 見	尼崎市	これまでの排水規制により大阪湾における水質環境は改善された一方で、CODの値はほぼ変わっていないとも言われており、陸域から流入する有機物が難分解性のものになってきたことも要因の一つではないかと言われております。 緩和放流による海域CODへの影響として難分解性有機物の存在があること、しかしながらその影響は大きくないことを何らかの形で明記するなど必要はないでしょうか。	栄養塩類増加措置が水質へ及ぼす影響については、数値モデルによる水質の予測を行い、CODの環境基準の達成状況に変化は見られませんでした。 しかし、難分解性有機物については、科学的に解明されていない事象が多いことから、関係機関と連携し、調査及び研究を進めてまいります。

意見なしの関係区市町

和歌山県、徳島県、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市、播磨町